

船舶事故調査報告書

平成28年3月17日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成27年6月8日 12時15分ごろ
発生場所	北海道登別市登別漁港東方の岩場付近 登別港東防波堤灯台から真方位069° 1,760m付近 （概位 北緯42° 27.1′ 東経141° 12.4′）
事故の概要	漁船 ^{たくせい} 拓盛丸は、潜水器漁の操作中、船長が負傷した。
事故調査の経過	平成27年6月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 拓盛丸、0.9トン HK3-126378（漁船登録番号）、個人所有 6.76m(Lr)×1.77m×0.78m、FRP ガソリン機関、漁船法馬力数50、昭和61年7月23日
乗組員等に関する情報	船長 男性 41歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年8月21日 免許証交付日 平成24年4月27日 （平成29年8月20日まで有効） 同業者 男性 53歳 操縦免許 なし
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約13℃
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、登別漁港東方の岩場付近において錨泊し、交替で海に潜ってうにを漁獲する潜水器漁の操作を行っていた。 船長は、甲板員が潜水している間、監視役として本船で待機していたところ、平成27年6月8日08時15分ごろ、同業者（以下「同乗者」という。）から携帯電話で一緒に操作を行わせてほしい旨の依頼があったので、登別漁港に一旦帰り、同乗者を乗せて漁場に戻った。

	<p>同乗者は、甲板員の潜水の後、船長と2人で潜水し、その後、船長及び甲板員が潜水して操業を始めたので、本船で待機することとなり、漁獲物の整理を行っていた。</p> <p>船長は、潜水を終えて本船の左舷後方7～8m付近の海面に浮上し、うにを収納した網袋と海面の浮き球を結ぶロープにつかまり、海面に浮上した旨を知らせるつもりで同乗者に向かって「おーい」と声を掛けた。</p> <p>同乗者は、船長が自らを本船に揚収してほしいので声を掛けたものと理解し、船外機を始動させてクラッチを後進に入れた。</p> <p>本船は、急発進して蛇行しながら後進で船長に接近し、12時15分ごろ、船外機のプロペラが船長の右腕に接触し、着用していたドライスーツが裂けてプロペラに巻き付き、船外機が停止した。</p> <p>船長は、ドライスーツの一部を同乗者にナイフで切断させて本船に揚収してもらい、意識が朦朧とする中、携帯電話で119番通報を行い、潜水を終えて本船に戻った甲板員に救急車の要請を任せた。</p> <p>本船は、甲板員が船長の止血を行い、同乗者が操船を行って登別漁港に戻った。</p> <p>船長は、救急車で病院へ搬送され、右前腕裂創、右尺骨神経断裂と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、毎年6月1日から8月31日までの間、本事故発生場所付近でうに潜水器漁を行っていた。</p> <p>本船は、ふだん、船長と甲板員が交替で潜水して操業を行っていたが、本事故時、同乗者が急遽乗船することになったので、海面に浮上した際の揚収手順等を打ち合わせないで操業を続けていた。</p> <p>船長は、以前、本船で同乗者と共に潜水器漁を行っていたので、同乗者が操縦免許を有していないことを知っており、また、何度か同乗者に操船を行わせて自らを揚収させたことがあった。</p> <p>船長は、本事故時、ドライスーツ、ゴム手袋及び足ひれを着用し、空気ボンベ1本を背負っていた。</p> <p>船長は、海面に浮上して同乗者に声を掛けた際、ロープを投げたり、本船が接近したりするなど、自らの揚収方法を指示するような動作をしていなかった。</p> <p>同乗者は、過去に何度か船外機の操作を行った経験があったものの、しばらく同操作をしていなかったため、感覚が鈍っていて本船を急発進させ、スロットルを緩める間もなく船長に接近してしまったと本事故後に思った。</p> <p>同乗者は、後進で船長に接近した方が早いと思い、回頭して船首側から接近せずに船尾側から接近した。</p> <p>同乗者は、ふだん、小型漁船に乗り組んでかに籠漁等に從事してお</p>

	<p>り、同漁船での操業の合間に、親族が所有する船外機船で潜水器漁を行っていた。</p> <p>同乗者は、本事故当日、都合により親族と共に潜水器漁ができなくなったので、船長に携帯電話で依頼して本船に乗船した。</p> <p>船長が所属する潜水漁業部会は、操業方法として、潜水操業は、船外機船に2人以上が乗船し、潜水中は必ず船上に監視役が待機しなければならない旨の潜水漁業操業基本方針を設けていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、登別漁港東方の岩場付近において、同乗者が船外機を操作し、後進で海面に浮いている船長に接近したことから、船外機のプロペラが船長の右腕に接触し、船長が負傷したものと考えられる。</p> <p>同乗者は、左舷後方7～8m付近の海面に浮上した船長が自らを本船に揚収してほしいので声を掛けたものと思い、また、後進で船長に接近した方が早いと思ったものと考えられる。</p> <p>同乗者は、船外機の操作をした経験があったものの、しばらく同操作をしていなかったため、本船を急発進させて船長に接近したものと考えられる。</p> <p>船長は、同乗者に対し、海面に浮上した旨を知らせるつもりで声を掛けたものと考えられる。</p> <p>同乗者は、操縦免許を有していなかったことから、本船の操縦を行ってはいなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、登別漁港東方の岩場付近において、同乗者が船外機を操作し、後進で海面に浮いている船長に接近したため、船外機のプロペラが船長の右腕に接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操縦免許を有していない者に操船を行わせないこと。 ・ 操業等を行う際は、事前に手順等の打合せを行い、乗組員間で情報の共有を図ること。 ・ 操船者は、海面に浮上した潜水者に後進で接近しないこと。

付図1 事故発生場所概略図

